

**若林区管内公園パトロール等業務委託に係る  
公募型プロポーザルに関する質問の回答**

質問項目	質問内容	回答
1 臨時パトロールの年間件数について	臨時パトロールの年間想定件数をご教示下さい。また、件数が増加した場合の変更の考え方についてご教示ください。	臨時パトロールの件数は、令和5年度の451件を基準としており、令和7年は11月末現在で346回実施しています。 臨時パトロールの件数が増加または減少した場合には、特記仕様書7定義(2)指示にあるとおり「指示に伴う契約金額の変更は協議の上で決定するもの」また、21(5)費用負担工にあるとおり「受注者と発注者で双方協議の上、業務範囲、費用負担を決定するもの」としております。
2 待機料の経費について	臨時パトロールの際には、待機する期間（区役所からパトロールの連絡がなかった日など）が想定されますが、経費に見込まれているのでしょうか。	臨時パトロールは令和5年度の451件を基準に積算しており、待機する期間の経費は見込んでおりません。